

鹿児島県フットサル連盟謝金規程

平成18年10月22日

連盟理事会制定

(趣旨)

第1 鹿児島県フットサル連盟が関係するプレミアリーグ・1部リーグ・大会等に参加した派遣役員等（審判・タイムキーパー含む）に支給する謝金は、本規定のとおり支払うこととする。

(審判謝金)

第2 試合時間により謝金を下記のとおり支給する。

①プレーイングタイムの場合

- ・40分プレーイングタイムまで 1試合1名当たり2,000円
- ・30分プレーイングタイムまで 1試合1名当たり1,500円
- ・20分プレーイングタイムまで 1試合1名当たり1,000円

なお、プレーイングタイムを採用するプレミアリーグ・1部リーグ・大会等に、同一リーグ参加（登録）選手または大会参加選手は審判員として参加できないことを前提とする。

②ランニングタイムの場合

- ・日当謝金として一律5000円を支給する。ただし、終日参加できない場合、1時間3000円とし計算し、実滞在時間分の謝金を支給する。
- ・大会に参加する選手が審判員として参加する場合は、日当謝金として一律3000円を支給する。ただし、終日参加できない場合、1時間3000円とし計算し、実滞在時間分の謝金を支給する。

(タイムキーパー謝金)

第3 試合時間により1試合当たりの謝金を下記のとおり支給する。ただし、プレミアリーグの場合、1節2名分までの支給を上限とする。

①プレーイングタイムの場合

- ・40分プレーイングタイムまで 1試合1名当たり1,000円
- ・30分プレーイングタイムまで 1試合1名当たり 750円
- ・20分プレーイングタイムまで 1試合1名当たり 500円

なお、プレーイングタイムを採用するプレミアリーグ・1部リーグ・大会等に、同一リーグ参加（登録）選手または大会参加選手はタイムキーパーとして参加できないことを前提とする。

②ランニングタイムの場合

- ・ 日当謝金として一律５０００円を支給する。ただし、終日参加できない場合、１時間３００円とし計算し、実滞在時間分の謝金を支給する。
- ・ 大会に参加する選手がタイムキーパーとして参加する場合は、日当謝金として一律３０００円を支給する。ただし、終日参加できない場合、１時間３００円とし計算し、実滞在時間分の謝金を支給する。

（大会担当役員等謝金）

第４ 大会（リーグ指導員含む）により１試合当たり下記のとおり支給する。

①大会（県リーグを除く）

上限１５，０００円以内を予算化し支給する。

②プレミアリーグマッチコミッサー（１名分上限）

１節５，０００円を支給する。

③Division3,Division4 指導員

プレミアリーグチームに一律８，０００円（年間）を支給する。

④ ①～③ 以外については支給しない。

（交通費）

第５ 鹿児島県フットサル連盟が関係するプレミアリーグ・１部リーグ・大会等に参加した派遣役員等（審判・タイムキーパー含む）に、対象となる場合は別途旅費交通費を支給する。

（地区連盟）

第６ 地区連盟の関係するリーグ・大会等の規定については、それぞれの連盟で決定する。

（特別な事例）

第７ 特別な事由が生じた場合の謝金の支給額については連盟理事会で協議し決定する。